

設置時期

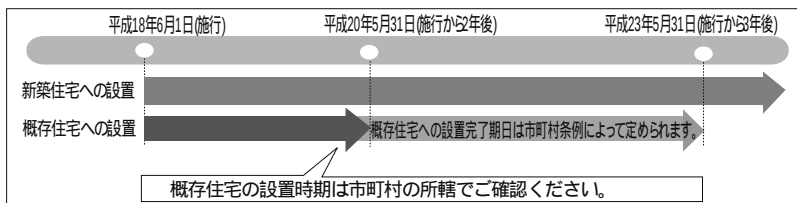
新築住宅

平成18年6月1日(施行)

新法令は新築 概存を問わず設置が義務づけられますが、概存住宅への設置は各市町村条例により、原則として平成20年5月31日、遅くとも平成23年5月31日までを期限として、設置の完了期日が定められます。

概存住宅

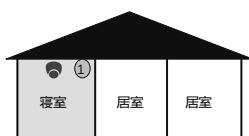
各市町村条例により、原則として平成20年5月31日、遅くとも平成23年5月31日までを期限として、設置の完了期日が定められます。



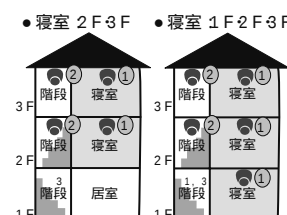
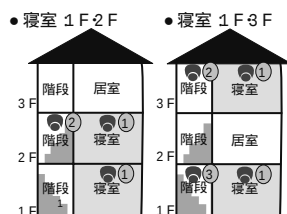
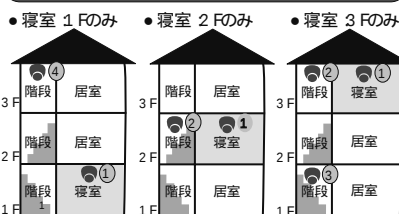
設置例

警報器

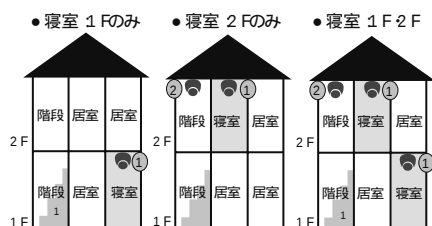
1階建て



3階建て



2階建て



住宅用火災報知機をつけましたか？

平成18年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災報知器の設置が義務づけられています。

新築住宅、既存住宅ともに、平成18年6月1日から義務づけられていますが、既存住宅については、平成23年5月31日までに設置することとなっています。設置場所については、西胆振

戸建住宅、共同住宅、マンション、長屋住宅、社宅など

設置義務対象建物



消防だより

4月の広報テーマ 「住宅防火対策の推進」

119

消防組合火災予防条例によって、寝室と寝室がある階の階段に必ず設置しなければなりません。なお、消防法で設置が、義務づけられているのは煙感知器です。台所には熱感知器を設置されるとより安心で安全です。

火入れ前には必ず

届出をしましょう。

春

の農作業時期が近づき、お忙しいことと存じますが、近頃無届けによる火入れなどが行われているように見受けられます。

焼畑などの火入れを行う際には次の事項を守り、火入れ地付近での誤解を生じることなく安全に作業を行われますようお願いいたします。

1 害虫駆除、焼畑、開墾準備、採草地の改良、地こしらえなどの面的な火入れを行う場合には、火災予防上の観点から、あらかじめ消防へ「火災とまぎらわしい煙、または火災を発生する恐れのある行為等」の届け出(電話可)が必要です。

2 火入れを行う7日前までに

があります。

ただし、共同住宅、マンションなどで、消防法の規制によりスプリンクラー設備や自動火災報知設備の感知器が取付けられている場所は設置する必要はありません。また、階段、廊下、エレベーターホール、機械室など共同部分は設置の対象とはなりません。

春の火災予防運動

— サイレンが鳴りますよ! —

4月20日～4月30日まで「春の火災予防運動」として午後7時にサイレンを吹鳴します。火災とお間違えのないようご注意ください。



統一標語
「火のしまつ
君がしなくて
誰がする」



2月の
火災件数 1件
救急件数 32件

役場へ申請が必要です。

3 火入れを行う場合には場所、気象条件、方法などの条件がありますので詳細については、役場または洞爺湖消防署まで問合せください。